

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年3月3日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

金融のデジタル化等の進展を踏まえ、高額で電子的に価値の移転が可能な前払式支払手段が提供され、その利用が広がっている。

このような前払式支払手段は、マネロン等に悪用されるリスクが特に高く、利用者保護上も適切な対応が求められると考えられるが、現行制度上、前払式支払手段の発行者には、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等のマネロン等対策が求められていない。

このような実態を踏まえ、そうした一定の前払式支払手段について、利用者保護やマネロン等対策を適切に行うため施策が必要であり、こうした措置を講じなければ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるおそれがある。

以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築をどのように図っていくかが重要な課題である。高額で電子的に価値の移転が可能な前払式支払手段について、不正利用の防止等を求め、適切な利用者保護やマネロン等対策の実施に繋げていくことが課題である。

【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、規制・監督の適用関係を明確にし、利用者保護やマネロン等対策を適切に実施することが必要であることから、法律による規制手段の採用が妥当である。

【課題解決手段】

高額で電子的に価値の移転が可能な前払式支払手段（高額電子移転可能型前払式支払手段）の発行者について、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等に関する規定を整備する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」については、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者において、業務実施計画の届出に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。

【行政費用】

業務実施計画の届出の受理に係る費用が発生する。また、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

※事業を行うかどうかは、個々の事業者の経営判断によるものであり、現時点で届出の計数を推計することはできない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が

生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者が届出をした業務実施計画に基づき、当該発行者に対して実効的なモニタリングが行われることにより、利用者保護が図られる。また、当該発行者に対する犯収法令の義務（取引時確認・疑わしい取引の届出等）が課されることにより、マネロン等対策が実施される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対する規制・監督により、適切な利用者保護やマネロン等対策の実施を通じて、我が国の資金決済制度の安定化及び効率化が図られる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案では、適切な利用者保護やマネロン等対策の実施、資金決済制度の安定化及び効率化といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案の内容】

本案では、高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者に対し、システムの管理方

法等を記載した業務実施計画の届出を求めるが、代替案では、これを設けないこととする。

【費用】

遵守費用：高額電子移転型前払式支払手段の発行を行おうとする者において、業務実施計画の届出に係る費用が削減される。

行政費用：高額電子移転型前払式支払手段の発行者に対する実効的なモニタリングを行うための業務実施計画がないことにより、検査・監督等に係る行政の負担が増加する。

【効果】

業務実施計画がないことにより、実効的なモニタリングが確保されず、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがある。

【費用と効果の分析】

代替案の場合、本案の場合と比較して、遵守費用が削減される一方で行政費用は増加し、更に、適切な利用者保護が図られないというマイナスの効果が生じる。

【評価】

以上より、本案が適当と考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより拡充された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。

